

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-31)

施策名	目標7-1 公害健康被害対策(補償・予防)				担当部局名	環境保健部企画課 保健業務室		作成責任者名 (※記入は任意)	早水 輝好 近藤 恵美子	
施策の概要	公害に係る健康被害について、公健法に基づき認定患者への公正な補償給付等の実施を確保するとともに公健法による健康被害予防事業を推進し、さらに地域人口集団に係る環境汚染による健康影響の継続的監視等を行うことで、迅速かつ公正な補償並びに被害の予防及び健康の確保を図る。				政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進				
達成すべき目標	公健法に基づく公正な補償給付を迅速に行う。公健法による健康被害予防事業を推進し、被害の未然防止及び健康の確保を図る。		目標設定の考え方・根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			政策評価実施予定時期	平成26年6月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
1 公健法に基づく補償給付の支給の進捗状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	事業活動等に伴って生ずる著しい大気汚染等の影響により健康被害に係る損害を填補するための補償を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保に資する。
2 健康被害予防事業等の進捗状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大気汚染等の影響によるぜん息等の健康被害者の健康を回復し、地域住民への健康被害を予防する。
3 公害保健福祉事業の進捗状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	大気汚染等の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行うことにより、被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。
4 環境保健対策基礎調査及び公害健康被害補償基礎調査の実施状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	中公審答申及び附帯決議で要求された事業を遂行し、公健法で規定されている事務の適正な実施状況を把握する。
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等					平成25年行政事業レビュー 事業番号
	23年度	24年度								
(1) 公害健康被害補償給付支給事務 費交付金 (昭和49年度)	1,159 (1,159)	1,105 (1,105)	1,087	1	<達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害に係る損害を補填するための補償。 <達成手段の目標> 健康被害に係る被害者の適切な保護及び健康の確保 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う公害健康被害認定審査会運営経費など、事務の処理に要する費用の1/2に相当する金額を交付。					266
(2) 自立支援型公害健康被害予防事業補助金 (平成20年度)	200 (200)	200 (200)	200	2	<達成手段の概要> 地域住民の大気汚染による健康被害を予防するための総合的な環境保健施策。 <達成手段の目標> 地域住民の大気汚染によるぜん息等の健康被害の予防や健康回復をはかる。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ぜん息患者等が日常生活の中において自立的にぜん息等の発症予防、健康回復等を行うことを支援するために補助金を交付。					269
(3) 公害保健福祉事業助成費 (昭和49年度)	58(35)	51(33)	50	3	<達成手段の概要> 大気汚染等の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行う。 <達成手段の目標> 被害者の適切な保護及び健康の確保 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 独立行政法人環境再生保全機構が納付金を納付する事業を交付の対象とし、補助を行う。					267

(3) 環境保健サーベイランス調査費(健康影響等調査) (平成8年度)	161(138)	160(137)	156	4	<p><達成手段の概要> 中公審答申及び附帯決議により、定期的・継続的に観察実施することを求められているため、当該調査を維持継続する。</p> <p><達成手段の目標> 滞りなく実施する</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 確立された調査方法に基づいて確実に実施する。</p>	265
(4) 公害健康被害補償基礎調査費 (昭和51年度)	11(10)	11(10)	11	4	<p><達成手段の概要> 各自治体における審査状況を点検しつつ、療養給付の実態把握し、とりまとめたものを各自治体へ還元することにより、不正請求の未然防止や早期発見に資する。</p> <p><達成手段の目標> 滞りなく実施する</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市の長が行う診療報酬の審査及び支払い状況について、1ヶ月分を抽出して確認し、その状況を集計してまとめる。</p>	268
(5) イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究(再掲:25-41) (平成13年度)	37(31)	34(30)	34	—	<p><達成手段の概要> イタイイタイ病の病態解明や慢性カドミウム中毒の健康影響に関する調査研究を行う。</p> <p><達成手段の目標> 今後のイタイイタイ病対策に必要な科学的知見を幅広く収集する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> イタイイタイ病認定審査の促進、紛争の解決を図る。</p>	271
(6) イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域住民健康影響実態調査(再掲:25-41) (昭和47年度)	64(33)	39(21)	38	—	<p><達成手段の概要> カドミウムや砒素の汚染地域住民の健康影響を把握する。また環境被害を克服してきた歴史を継承する。</p> <p><達成手段の目標> 汚染地域住民の健康上の問題の軽減、解消。イタイイタイ病に関する情報収集・発信</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 汚染地域住民の健康影響を調査し、適切に管理する。また、イタイイタイ病の教訓を継承する。</p>	272

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-00)

施策名	目標7-2 水俣病対策				担当部局名	環境保健部特殊疾病対策室			作成責任者名 (※記入は任意)	小林 秀幸	
施策の概要	水俣病については、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等に基づき、水俣病被害者の救済対策、水俣病発生地域の環境福祉対策の強化を図る。また、水俣病経験の情報発信と国際貢献及び水俣病に関する総合的研究を進める。				政策体系上の 位置付け	7. 環境保健対策の推進					
達成すべき目標	水俣病認定者に対する迅速な補償給付。水俣病発生地域の再生・融和の促進。我が国の経験や技術を活かした情報発信と国際貢献。			目標設定の 考え方・根拠	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法			政策評価実施予定時期	平成26年6月		
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
1 水俣病患者に対する療養費の支給の進捗状況	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	「公害健康被害の補償等に関する法律」(昭和48年法律第111号)、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」(平成22年4月閣議決定)に基づく医療費等の給付。
2 水俣病発生地域における医療・福祉事業の進捗状況	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	水俣病発生地域において総合的な医療・福祉対策を推進することにより、水俣病患者・家族・地域住民が安心して暮らしていける環境づくりを進める。
3 水俣病関連情報発信事業(講座・研修等)の進捗状況	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	水俣病のような問題を二度と繰り返さないため、水俣病の経験及び教訓を国内外に発信し、普及啓発を進める。
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号					
	23年度	24年度									
(1) 水俣病総合対策関係経費 (昭和49年度)	10,131	12,440	10,315	1,2,3	<達成手段の概要> 医療事業対象者(医療手帳・水俣病被害者手帳保有者)に対して、療養費、手当を支給する。また、水俣病発生地域における医療・福祉対策等を推進する。 <達成手段の目標(25年度)> 水俣病発生地域における健康上の問題の軽減・解消等:数値化困難 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病の最終解決を図り、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていける環境づくりを進める。	273					
(2) 水俣病対策地方債償還費 (平成12年度)	2,379	3,889	3,648	—	<達成手段の概要> 熊本県が、水俣病対策に係る県債の償還に支障をきたさぬよう、その不足額を補助する。 <達成手段の目標(25年度)> 県債の償還率:100% <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 水俣病が生じる原因となったメチル水銀を排出した事業者による患者補償を、将来にわたり自力で患者補償を行うことを確保する。	274					
(3) 水俣病に関する総合的研究(昭和48年度)	59	39	35	—	<達成手段の概要> 水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行う。 <達成手段の目標(25年度)> 訴訟に必要な科学的知見、社会的知見の収集:数値化困難 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 認定審査の促進、紛争の解決を図る。	275					
(4) 国立水俣病総合研究センター調査 研究 (昭和53年度)	771	499	509	—	<達成手段の概要> 水俣病に関する総合的(国際的、社会科学的、自然科学的、臨床・基礎医学的、疫学的)な調査・研究、情報の収集・整理・研究成果や情報の提供を行う。 <達成手段の目標(25年度)> 調査・研究成果の発表率:100% <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 国内外の公害の再発を防止し、被害地域の福祉に貢献する。	276					

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-33)

施策名	目標7-3 石綿健康被害救済対策				担当部局名	石綿健康被害対策室			作成責任者名 (※記入は任意)	神ノ田 昌博	
施策の概要	石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。				政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進					
達成すべき目標	石綿の健康被害の救済に関する法律に基づき、被害者及び遺族の迅速な救済を図る。			目標設定の考え方・根拠	石綿による健康被害の救済に関する法律			政策評価実施予定時期	平成26年6月		
測定指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	23年度			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
1 石綿法に基づく認定業務の推進状況	173	18	140 (H18年度の2割減)	-	140	140	140	140	140	石綿法に基づく認定業務の進捗状況(療養者からの医療費等の申請に対する認定・不認定決定までの平均処理日数) 「石綿の健康被害の救済に関する法律」に基づき、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的としている。	
2 7地域における健康リスク調査の進捗状況	-	-	-	-	第2期調査(H22～H26)を平成26年度まで、平成24年度までと同じ調査対象者に対して継続調査を行う。				「石綿の健康被害の救済に関する法律」に基づき、国は、石綿による健康被害の予防に関する調査研究の推進に努めなければならないとされている。		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号					
	23年度	24年度									
石綿問題への緊急対応に必要な経 (1)費 (平成18年度)	795	688	771	1.2	<達成手段の概要> 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、制度を着実に実施する。 <達成手段の目標(25年度)> 「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、制度を着実に実施するとともに、健康被害者及びその遺族の迅速な救済を行う。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 石綿による健康被害者及びその遺族の迅速な救済	278					

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省25-〇〇)

施策名	目標7-4 環境保健に関する調査研究				担当部局名	環境安全課				作成責任者名 (※記入は任意)	上田 康治	
施策の概要	健康被害をもたらしている可能性が指摘され、国民的な関心は高いが因果関係は科学的には明らかにされていない種々の環境因子について、調査研究を推進する。また、既に明らかになっている知見について、一般に分かりやすく情報提供を行い、必要な対処等を行うよう意識啓発を進める。 ①花粉症についての情報や花粉の飛散予測等について、一般に情報提供を行い、花粉症の発症・増悪の予防を進める。 ②黄砂の健康影響についての実態を明らかにし、必要に応じて適切な対応を検討する。 ③熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について、科学的な知見を収集し、一般に普及啓発を行う。				政策体系上の位置付け	7. 環境保健対策の推進						
達成すべき目標	花粉症、黄砂の健康影響、熱中症や紫外線、電磁界の健康影響について調査研究を進めるとともに、一般に普及啓発を図る。			目標設定の考え方・根拠	国民に健康被害をもたらしていると指摘されている環境因子について調査研究を行う。				政策評価実施予定時期	平成26年6月		
測定指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
	基準年度	目標年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度				
1 花粉飛散の予測モデルの精緻化及び花粉症についての普及啓発の進捗状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	当事業は、花粉についての情報収集及び研究を実施するほか、花粉飛散に係る予測を実施するものであるため、その成果について、目標を数値化して設定し、あるいは事後評価が可能な定性的目標を設定し、評価することは困難。		
2 黄砂による健康影響についての調査研究の進捗状況	-	-	-	-	-	-	-	-	-	当事業は、黄砂についての情報収集及び研究を実施するものであるため、その成果について、目標を数値化して設定し、あるいは事後評価が可能な定性的目標を設定し、評価することは困難。		
3 熱中症対策講習会受講者数	-	-	-	-	1194	-	-	-	-	本講習会を受講した者は、熱中症に係る知識を得たと考えられるので、受講者数は熱中症対策の普及啓発の進捗状況を判断するための指標と考えることができる。		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成25年行政事業レビュー 事業番号						
	23年度	24年度										
(1) 大気汚染物質等健康影響評価事業費 (平成21年度)	24	24	23	1, 2	<達成手段の概要> 花粉及び黄砂の健康影響についての調査・研究を実施するほか、花粉飛散についての予測等を実施し、一般へ情報提供を行う。これにより、健康影響が生じる原因やその対処方法等について国民の理解が進むとともに、事前に花粉の飛散状況等を把握することで、適切な予防を実施することができる。 <達成手段の目標(25年度)> 新たに知見を収集し一般に情報提供を行うほか、花粉飛散予測の精度を向上する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 花粉及び黄砂の健康影響について、適切な予防を実施する。	279						
環境汚染物質以外の因子に関する健康影響基礎調査費(関連24-41) (平成18年度)	3	3	3		<達成手段の概要> 熱中症や紫外線等についてのマニュアルやリーフレット等を作成し配布することにより、健康影響が生じる原因やその対処方法等について国民の理解が進み、適切に予防が実施される等の意識啓発が進む。 <達成手段の目標(25年度)> 一般の意識啓発を進める。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 環境汚染物質以外の因子についての理解を深める。	280						
熱中症対策緊急推進事業 (関連24-41) (平成24年度)	-	35	35	3	<達成手段の概要> 熱中症予防に係る知識を広めるための講習会を全国で開催することで、指導者として中心的に対応できる者を養成するとともに、さらなる普及啓発を図ることができる。 <達成手段の目標(25年度)> 一般の熱中症対策についての意識を高めるとともに、地域の特性に応じた熱中症対策を進める。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 熱中症についての理解を深めることにより、適切な対策を進める。	315						